

雇用調整助成金制度

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせることにより雇用を維持する場合、休業、教育訓練又は出向に係る手当等の一部を助成する。

景気の悪化

都道府県労働局

期間中の賃金・休業手当等について助成

助成率： 大企業 2/3
中小企業 4/5

教育訓練費：大企業 1,200円
中小企業 6,000円
(労働者1人1日あたり)

事業主

事業活動縮小要件

大企業

・最近3ヶ月の生産量又は売上高が直前3ヶ月又は前年同期比5%以上減

中小企業

・最近3ヶ月の生産量又は売上高が直前3ヶ月又は前年同期比減
・前期決算等の経常利益が赤字(生産量が5%以上減少している場合は不要)

実施内容

対象労働者に休業・教育訓練・出向を実施

対象労働者

雇用保険被保険者：期間を問わず全員
(新規学卒者を含む)
被保険者以外：雇用期間6ヶ月以上

雇用調整助成金制度の拡充について

～労働者の解雇等を行わない事業主に対して助成率を上乗せします～

◆助成金制度の拡充の概要◆

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、その雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るため、休業等の実施により雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を受給する事業主のうち、解雇等を行わない事業主の助成率を上乗せします。

◆支給手続き等◆

通常の雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の受給手続きに加え、支給申請書の提出時に**雇用維持事業主申告書**を併せて提出することが必要です。

◆助成率上乗せ要件◆

助成率は、以下の要件を満たした場合に上乗せします。

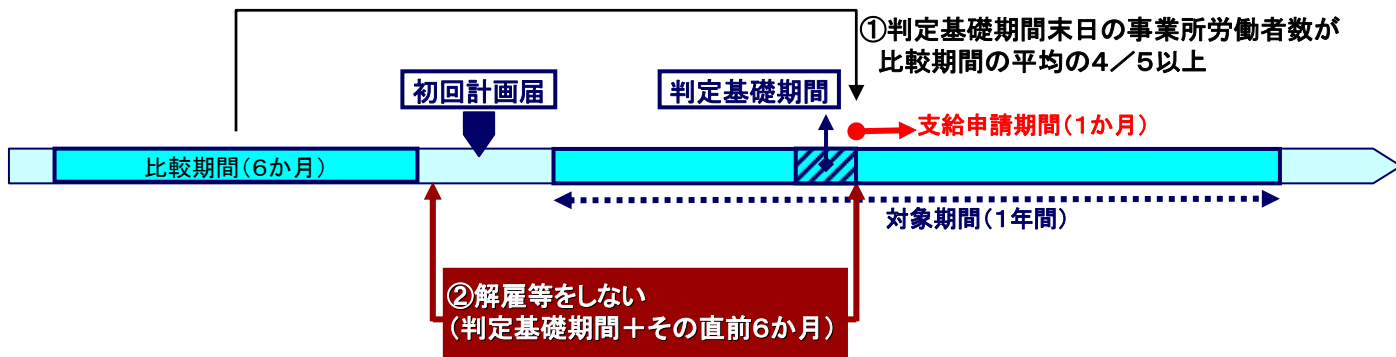
- ① 判定基礎期間(賃金締切期間)の末日における事業所労働者数が、比較期間(初回計画届提出日の属する月の前月から遡った6か月間)の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること
- ② **判定基礎期間(賃金締切期間)とその直前6か月の間に事業所労働者の解雇等(有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。)をしていないこと**

◆助成率◆

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、それぞれ以下のとおり助成率を上乗せします。

	〔通常の助成率〕		〔上乗せ後〕
雇用調整助成金	2/3	→	3/4
中小企業緊急雇用安定助成金	4/5	→	9/10

助成率の上乗せ要件のイメージ



★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★



年長フリーター支援のための特別奨励金の創設 (若年者等正規雇用化特別奨励金)

年長フリーター等(25歳～39歳)を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する事業主等に対して、奨励金を支給(中小企業については1人100万円、大企業については50万円)することとし、今後3年間で集中的に年長フリーター等の雇用機会の確保を図る。また、内定を取り消された就職未決定者を奨励金の対象に追加する(特例措置)。

